

3. 助成対象となる用具・機器（※）

- ① 活動において継続的に使用する用具・機器（エアコン・テレビ・椅子・テーブル等の設備に類するものを除く）の購入費用に限ります。
- ② 運営経費（人件費、交通費、消耗品費）、研修経費（講師謝金、会場費）等は対象外です。
- ③ 助成決定通知の到着前に購入された用具・機器は対象外です。

（※）助成決定通知で承認された用具・機器と異なる品目を購入することはできません。承認された品目と異なる物品を購入した場合は、助成金を全額返還していただきます。

4. 助成金額およびグループ数

1グループにつき10万円を上限に、希望金額を踏まえ、選考委員会にて助成金額および用具・機器の品目を決定します。助成は、計115グループ程度を予定しています。

5. 応募方法および期限

所定の申請書に必要事項を記入の上、都道府県・指定都市または市区町村社会福祉協議会の推薦を受け、当財団に直接郵送願います。（※）

（期限） 2019年5月24日（金）（必着）

（送付先） 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-1-5 みずほ銀行内
公益財団法人 みずほ教育福祉財団 福祉事業部

（※）社会福祉協議会の推薦手続は時間を要する場合があります。推薦を依頼する社会福祉協議会には必ず事前に連絡を行い、十分な余裕をもって申請書の持込みをお願いします。

6. 応募要領・申請書

応募要領・申請書は、当財団のホームページ（<http://www.mizuho-ewf.or.jp>）から、PDF形式でダウンロードできます。（2019年3月掲載予定）

7. 助成決定通知および助成金の振込

当財団の選考委員会（7月開催予定）にて助成先、承認品目および助成金額を決定し、7月末までに各グループに選考結果を通知します。その後、助成先として決定したグループから振込口座届を提出していただき、9月上旬をめどに助成金を振込む予定です。（※）

（※）7月末までに選考結果の通知が到着しない場合は、当財団まで直接お問い合わせ下さい。提出いただいた書類は返却できません。また、選考内容に関するお問い合わせに応じることはできません。

8. 購入品報告書・活動報告書

助成先グループには、「購入品報告書」（報告時期：2019年10月）により購入品について、「活動報告書」（報告時期：2020年1月）により購入品を利用した2019年12月末までの活動内容について、報告していただきます。報告書の様式は、助成決定通知に同封します。また、活動状況を視察させていただくことがあります。

9. 問合せ先

みずほ教育福祉財団 福祉事業部

TEL：03-3596-4532、FAX：03-3596-3574

E-mail：FJP36105@nifty.com

以上

【個人情報保護に関する事項】

1. 当財団がこのプログラム「老後を豊かにするボランティア活動資金」の助成に関して取得する個人情報は、選考作業や助成可否の通知など、本申請に関する業務に必要な範囲に限定して取扱います。
2. 当財団は本件助成が決定した場合、決定者に関する情報を一般公開いたしません。
3. 個人情報に関する窓口は次の通りです。

（個人情報担当）公益財団法人みずほ教育福祉財団 事務局 （電話）03-3596-4531